



## 敷地使用料の錯誤について

市所有の行政財産の目的外使用許可を毎年更新している法人に対し、算定錯誤により使用料金を誤って徴収していた事実が判明しました。

### 1 概要

広市民センター敷地の一部（28.96 m<sup>2</sup>）について、平成24年2月5日から令和3年3月31日まで、目的外使用許可を行っています。当該許可に係る使用料について、次のとおりm<sup>2</sup>当たりの土地基準貸付料に使用面積を乗じて算定すべきところを、誤ってさらに消費税も乗じて算定していたものです。

正：m<sup>2</sup>当たりの土地基準貸付料×使用面積

誤：m<sup>2</sup>当たりの土地基準貸付料×使用面積×消費税率

### 2 過徴収額（平成23年度分～令和2年度分）

納入すべき使用料（総額）	779,980 円
既納付使用料	834,458 円
過徴収額	54,478 円

### 3 原因

平成23年度から、根拠となる消費税法等を十分確認しないまま、従前どおり算定していました。

### 4 今後の対応

当社を訪問し、お詫びと手続きの説明を行い、還付の事務処理を進めていきます。

### 5 還付額

還付総額 32,461 円（平成29年度分～令和2年度分）

過徴収額のうち、過去5年度以前分（平成23年度分～平成28年度分）は時効により消滅し（地方自治法第236条第1項）、平成29年度分から令和2年度分（32,461円）が還付対象になります。

なお、令和3年度分の使用料は、適正な額を支払っていただいています。

### 6 再発防止策

今後は、根拠となる法令等を十分に確認し、事務処理に当たるとともに、『「思い込みでの事務執行をしない。」や「従前どおりのやり方で誤っていないか確認する。』』この意識付けを研修等で徹底し、チェックリストの活用や複数職員で確認する体制を整えます。

また、管理・監督職においても、法令等の適合性を必ず確認して決裁する等、チェック体制を徹底し、再発防止を図ります。